

事務局通信

87号

平成23年1月5日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会

〒151-0053

東京都渋谷区代々木2-39-7メゾン代々木201号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

e-mail koho-hoshinren@tulip.ocn.ne.jp

行動してこそ道はひらける

新年あけましておめでとうございます。

昨年も、会員、理事、事務局の皆さんのおかげで、事務所をひと回り大きい所へ移転、出来ました。会も着実に発展しています。ご協力ありがとうございます。

さて、昨年も、各保険者が財政が厳しい折から、療養費の取り扱いを厳しくしてきています。「保険者機能を推進する会」に参加している、健保組合で、受領委任払いを拒否する組合が増えていきます。

昨年、11月には、埼玉県後期高齢者医療広域連合長の名で、「あん摩、マッサージ、指圧師の施術に係る保険請求の留意事項について」という通知で、取り扱いを厳しくしてきています。

こうした動きに対して、黙っていても、何も解決しません。むしろ後退します。

世界の多くの国で、高齢化社会を迎える中で、伝統医療を評価し積極的に活用しています。我が国でも、戸田市国民健康保険、大阪市国民健康保険、島根県後期高齢者広域連合では、「被保険者の負担軽減を図るため」と受領委任払いの協定を締結し、協力しています。こうした動きを積極的に活用し、保険者に働きかけましょう。

厚生労働省も昨年、予算をつけて、伝統医療の調査研究を、はじめたことを発表しました。私たちは、これまで、行われてきた療養費の取り扱い実績にもとづいて、現在、患者が利用する上で、困っている問題、「医師の治療との併給禁止」の通知、療養費支払い上の「受療委任協定」の問題などは、通知で解決できる問題として、早急に取り組んでほしいとおもいます。

昨年、会として「保険者機能を推進する会」に参加する健保組合の委任拒否の件で、民主党の渡辺浩一郎衆議院議員の紹介で、保険者の一員である労働組合の連合本部に、ご協力を要請しました。その際、NPO 医療を考える会。神奈川県保険鍼灸マッサージ師協同組合。NPO 鍼灸マッサージ協会。(株) 保険鍼灸マッサージ協会。協同組合兵庫県保険鍼灸師会。各会の代表の方に、ご協力いただき助かりました。ありがとうございました。

今年も、患者の信頼を何より大切に、学術、技術の研鑽。療養費申請では、保険者は、不正請求はもちろん、多日請求も注目しています。誠実な請求で、保険者の信頼を得。懸案の委任拒否を無くすための「受療委任払い協定」問題。「併給禁止」の問題等を解決するため、患者団体、業者、他の業団体とも協力し積極的に行動しましょう。

平成23年1月4日

一般社団法人鍼灸マッサージ師会 代表理事 高橋養藏



新年のご挨拶

NPO医療を考える会
理事長 相葉 計佳

新年あけましておめでとうございます。

NPO医療を考える会は設立7年目を迎えます。新年にあたりみなさんのいっそうのご支援をお願いいたします。

鍼灸、あん摩、マッサージ、指圧などの東洋医療（伝統医療）も、西洋医療と同様に健康保険のなかに組み入れなければならないという思いを年々強くしています。

医師が「難病であり手術しかない」と診断した場合でも、患者本人は「手術は嫌だ、手術なら死んだほうがよい」という場合もある。

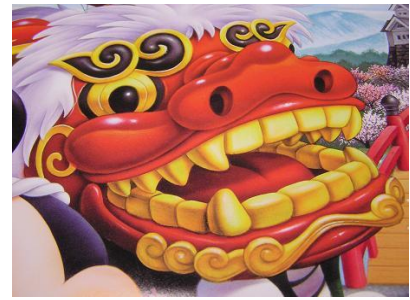
患者自身が医師の意見を聞いたうえで、東洋医療を選択、「保存療法」を選んだ場合は、健康保険制度の精神、目的からすれば、健康保険で患者が選んだ治療を認めるべきだと思います。

私は現在、医師から癌で「手術しかない」と診断されても「手術なしで一生を過ごしたい」という患者の治療を行っています。また、緑内障やパーキンソンの診断を受けた患者の治療も行っています。保存療法で延命効果をだして生活しているケースが何例もあります。

私は、患者本人の考え方を大切に、また、理解ある医師の診断も受けてもらいながら治療を行っています。

苦しむ患者のために、医師はもちろん患者が選んだ場合は、鍼灸師もあん摩マッサージ指圧師とともに、患者を救うために協力できる制度でなければならないでしょう。

皆保険の日本の制度ですから、患者が選んだ鍼灸マッサージ師の治療を健康保険で認めるのが当然だと思います。



もちろん治療効果を発揮

するためには、我々自身の日頃からの技術向上の努力が重要です。

鍼灸師マッサージ師の治療は手技療法です。五感に基づく施術ですから、五感を磨き体調を整え、毎日を真剣に患者と向き合う努力の中でこそ技術の向上があることを認識しましょう。

私が日頃問題だと思うのは、平等、公平なルールがあまりにも無視されていることです。

接骨院は、保険で鍼灸、マッサージの治療を受ける治療所という一般社会通念が広がっています。

接骨院の業務は、打撲捻挫、挫傷7日以内の新鮮な外傷の治療に限ることになっています。

業務が新鮮な外傷に限定されているので、健康保険の申請にも医師の同意書の添付が必要ないという、特別処置を厚生労働省が永年とり続けています。

整骨院などの不正請求が繰り返し問題になります。もちろん不正を行う者に問題がありますが、整骨院には保険診療を認め、鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師の治療院には保険診療を認めない、平等、公平というルールの基本を無視した行政の対応が重大な問題です。

ルール無視で正直者がばかをみるやりかたをいつまでも許しておくわけにはいきません。

高齢化社会、鍼灸、マッサージ治療を必要とする患者はどんどん増えるでしょう。技術を向上させ、患者の信頼を得て患者と共同で、ルールを無視する行政を変える声を上げ続けようではありませんか。

埼玉県後期高齢者

医療広域連合と話し合っ

務局長 清水一雄

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

昨年感じたことをお話しします。鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師の健康保険取り扱いにおいて、支障きたす事態が出てきました。企業健康保険組合の委任拒否問題、埼玉県後期高齢者医療広域連合から平成22年11月22日付であん摩マッサージ指圧師の療養費取り扱いの細かい規制を打ち出しています(埼高広連第3726号通知)。

早速埼玉県後期高齢者医療広域連合へ電話をし、事の背景を聞きました。通知文では8項目が挙げられており、不正な施術者が目立っているのが取り締まりの主眼のようです。不正を働くことによって煩雑な規制が増え取り扱いが複雑になれば、ますます鍼灸マッサージの保険取扱の敷居が高くなり、国民医療から遠ざけられてしまいます。



正しい扱いとは

- ①治療効果の平均的レベル向上を図り、医療者としてのモラル向上に努める。
- ②療養費の原資は税金であり、税負担をかけないように意識する。
- ③療養費の給付を療養の給付にしていく認識を高める

この3点ではないかと思ひます。これを目指していけば国民、国および保険者から支持が得られ、療養の給付へのステップになっていくでしょう。

この度の埼玉県後期高齢者医療広域連合からの通知は我々に対しての警鐘だと認識を持つべきです。

訪問マッサージで、自己負担(1割とか3割)ある人から負担額ゼロにして施術回数を多く(20回以上)しているケースです。

これを不正と思われ
ない方は認識を置き換
えてください事

法違反であることに
気付いてほしいのです。
自己負担額の徴収が
少ないのは問題ですが、
多いのは問題ありません。



但し多い分は保険外診療費としての取り扱いです。療養費申請書の施術証明欄には施術者が施術したことと、料金を受領したことを証明して、施術者名を記載し押印します。

施術していないのに施術した。代金貰っていないのに貰ったでは不正以外のなにものでもありません。
保険者が受療者に問い合わせれば直ぐに判明します。

誤った心の位置付けで事を行ったり、間違いに気づかずやってしまうことが不正を生むことにつながります。

もう一つは一人の施術者名で、複数人の施術者が関与している場合です。これは管理体制を問われています。

施術証明している施術者と施術している施術者が違った場合は連携が図られていることが必須です。施術証明している施術者が施術内容を知らないということがあってはならないことです。

この部分も保険者からかなり疑いの目で見られています。施術証明している施術者は管理監督者としての立場であることを認識しなければなりません。

基本的には施術した人が施術証明するということです。この認識を持たずに施術証明者と違って多くの施術者に施術させるのは大きな問題を生みかねません。

今回の件も保険者が受療者に問い合わせた時の内容と申請書の中身の違いが大きな問題を提起しています。

当会の会員には保険学集会等で様々啓蒙活動をやっており、不正に関わる人が居るようでしたら会として指導します。当会にこの問題に該当する人はいますかとの問いにはいませんとのことでした。

問題があればいきなり支給基準にない通知文を出さず、まず当会へ連絡ください。会として指導するのが会の役割ですと告げました。

それに対して埼玉県後期高齢者医療広域連合は健全に取り扱いをしていただいているので、今まで通りで結構ですと回答をいただきました。

医療を業とする者として東西を問わず意識を持っておかなければならないのは、医療費が年々増大するのは医療費をかける割に健康人が増えていないのではないかという現実です。

平成23年元旦



「Sさんに学んだ5年間」

田中 榮子

明けましておめでとうございます。

Sさんは当治療院へ、5年前から通って来る、うつ病の患者さんです。毎朝目覚めた時、まず、「今日も生きるのがつらいなあ」という陰鬱な気持ちを、長年持ってきたそうです。

当方はいつも不安感の強いSさんの聞き役に徹し、共感しながら鍼灸マッサージ治療をしてきました。患者さんを回復へ向かわせるには、病気によっては、治療家一人だけで頑張っても無理な時があります。

Sさんは、うつ病歴24年で生活保護を受けています。毎朝服用する薬の副作用が強く、「一日中眠くて仕方がない」と、眠ってばかりいたり、夏には薬を飲んだ後、滝のような汗に悩まされ、そして眼が開けていられない位、重苦しくなる等々の症状が続きました。

私は、福祉事務所の担当ケースワーカーにSさんの状態や問題点について、度々手紙を出し、

Sさんが心穏やかに、Sさんらしく暮らすため、私達はどう支援したら良いか、共に考えて欲しいことを語りかけてきました。

するとどうでしょう、昨年秋頃からSさんの生きる姿勢が変わってきました。

精神科受診時、担当ケースワーカーが気弱なSさんに付き添ってくれ、強すぎた薬を変えてもらったり等が出来るようになりました。

又、一昨年より患者の立場に立つ精神科医の勉強会にSさんを誘って2回行きました。うつ病は薬の効果は30~60%にすぎません。

その人に合った生活法、趣味や生きがいをもって、生きる軌道を考えることの方が、ずっと効果が大きいとのことでした。(薬は時には必要ですが)

Sさんの生きる道は、Sさんが自身で決められるよう、私は出しゃばらないように、「この社会の矛盾を客観的に見る練習を重ねていこう」と応援者の一人として寄り添っています。

日本の精神医療は長年、癒ると見込まれた人も、長期に病院に閉じ込めたり、薬づけにして廃人同様になった例が数知れずあります。Sさんの例で関連職種の人達とチームワークとして働くことの大切さを痛感しました。

一人一人の人間が不安なく生きていくため、私達の「会」が行っている、「鍼灸マッサージ治療が健康保険で、気兼ねなく受けられるような制度改善活動」を続けていくことも大変重要です。

皆様、あせらず、楽しみながら、共に力を合わせて参りましょう。



保険治療を広げるために 団結を

保険部 清水郁夫

私は江戸川区で指圧治療院と訪問マッサージを開業して約3年の若輩者です。何とか指圧院の経営も安定してきたのですが、これも保険による訪問マッサージがあるので食べていける様になったのです。

しかし、これから埼玉後期高齢者連合会のような締め付けが全国に広がっていったら、保険組合の委任拒否問題も含めて大変な危機だと思えます。

鍼灸マッサージ師が、保険治療出来る様になったのも、宇都宮の患者さんが何で鍼灸マッサージが保険で出来ないのかと、厚生労働省が出している<併給禁止>の通知はおかしいと訴え、裁判を起こしてくれて、鍼灸マッサージ師の先生方の諸先輩方が鍼灸裁判を支援する会を作り参加してくれたことで、私たち鍼灸マッサージ師が保険で患者さんの治療出来る用になったのです(同意書の問題とか有りますが)。

この権利を守るのも私たち鍼灸マッサージ師が、危機感を持って団結していかないとと思っています。

その為にも、鍼灸マッサージ師会が3カ月に1回開いている保険部会に皆さん参加してください よろしくおねがいます。

変革のときを生きる

武井百代

新年度は平成23年、世間の構造や価値観、身の回りのことから社会の大きな流れまで様々なことが大きく変わったと思う。私事であるが平成13年の春に資格取得して治療の仕事に携わるようになって10年目となる。

老人保険の負担金は以前、定額であったが今は全く違う。保険料も少しずつ変わっている。後期高齢者制度も出来て介護保険制度も進み患者さ

ん達の環境は大きく変わった。

携帯電話などの通信機器や自動車のハイブリッド、新しい介護機器や果ては地球や自然環境など30代の自分が戸惑ってしまうほど変化が大きい。

高齢の患者さんや人生の諸先輩の方々はもつと強く感じておられると思う。受け止め方は様々で不安を強く覚える方もいるが自信の興味と必要に応じて新しいものを使いこなし、楽しんで活用している方も沢山いてこちらが驚かされる。また、諦めでなく、受け止めて変化のなかで自身のペースを守り淡々と過ごされている方もいる。

自身の考え方や価値観などが今一度重要となる時期ということを痛切に感じる。順応性や協調性は無論重要であるがただ流されるのではなく、自分にとっての大切なものを見直し、自己確立と周囲との共存が必要になると思う。

治療にも周囲との関係にも社会の一員ということを考え、10年目の節目としてリ・スタートを行なう。それを2011年の抱負とする



保険部会

1月20日 午後7時

会場 新事務所

埼玉県後期高齢者療養費問

業界の倫理遵守の 徹底が求められている

在宅リハビリマッサージ事業部長 松本泰司

平成23年は、新しい事務所で新春を迎えました。以前よりも部屋が少し広くなり、働きやすい職場環境になりました。

ただ、私たち業界を取り巻く行政の対応は、保険財政の赤字があるため、これからも強くなっていくと思います。

行政を硬化させている、その背景には訪問マッサージサイドの規範を欠いた姿勢もあると、指摘されています。

訪問マッサージ業界も競合が厳しくなり、業者の中には、患者さん確保の為、自己負担金を取らずに施術をする者、同意書を自己作成する者、また、あんま・指圧・マッサージの資格を持たない柔整師や整体の施術者を患者宅に訪問させ、別の有資格者の名前で、保険請求をする者など、利益と利便性の確保の為に、コンプライアンスに欠けた業者に対して、行政側が不信感をあらわにしてきています。

この一因の根本的なところに、法制度の不備もあります。本来、出張マッサージは資格を持った個人に帰属しています。その証拠に出張専門で訪問マッサージをする場合、その施術者が転居すれば、これまでの管轄保健所に廃業届けを出し、新たな転居先の管轄保健所に開業届けを提出しなければなりません。個人の転居に開業届けが付随します。(※但し、治療院を構えるものに対しては、移転届けだけで充分です)

資格者個人を対象につくられている出張マッサージ制度が、法人で行われるようになって、矛盾が発生してきた面もあります。

私たち訪問マッサージ側としては、何より業界の倫理遵守を徹底して行くことが求められています。自らが不正行為をしていながら、行政に対し「物申す」という姿勢を取ることは出

来ないからです。

会員の皆様にも厳しい時代が来るとは思いますが、社会規範を守り伴に頑張ってもらいましょう。



秘すれば花なり

介護保険事業部長 真船洋二

室町時代、能楽を大成した世阿弥の『風姿花伝』の有名な一節からもじりました。原文は『秘すれば花なり、秘せずば花なるべからず』（家伝第七別紙口伝）。

この意味は、“能ある鷹は爪を隠す”（優れた才能を持っている人は、平素はそれをみだりにひけらかすようなことはしない）と、一般的には受け取られている。しかし、本文をよく読むと、(手品のように)“種をむやみに明かさない方がよい。明かすと面白くなる”というような意味に近いことがわかる。

私は、この文を一文字もじって、“自分の持ち味は、どしどし明かした方がよい”と、何でも積極的に自分を打ち出す考え方を支持したい。

本年は新春から、地元町内会で“黒田節”、芸能劇場にて“七尾城”を舞う事が決まっている。私は、日舞の中の詩舞（男系舞い）部門で修練を積んでいるが、喜ばれるならば、どこへ出掛けても、この伝統芸能を披露することになっている。隠したり、もったいぶったりするものでもない。但し、どこでも気軽に出来るカラオケなどと違い、舞いは、準備（着付け、メイク、音楽、照明など）や、段取りがあるので、周囲の理解と協力が必要となる。

本会会員の皆様へは、自分の特技や趣味を地域社会で生かせるように、前向きに熟考していただきたい。

私事で恐縮だが、私は12年間に渡り、地域の老人施設において、友人たちと月1回ボランティア（詩舞、詩吟、ハーモニカ）をしているが、施設の利用者から大変喜ばれている。この社会交流を通じて、さまざまな事を学ばせてもらっている。『秘すれば花なり』、どんなことでも地域との橋渡しになるようなことは、活用してはどうだろうか。

それは小さな一歩ではあるが、いつかは躍進のルギー源となることは間違いない。本年も良い年でありますように！



どの様な年になるので

しょうか（こんな見方もあります）

松尾 洋子

あけましておめでとうございます。

本年平成23年度は、どの様な年になるのでしょうか。23年度は辛卯(かのとう)年、七赤金気星中宮の年ですが、十干「辛」は金性の陰で新しい、つらい、からい、きびしい、はり（取っ手の有る大きな鍬又は刀の形の文字で、主に入れ墨や投げ針として使う）等の意味が有ります。

方位は昨年に引き続き西の方位です。二支の卯は木性の陰で東に位置し、万物が地面を押し開いて出て来る事から、草木が地面を覆う状態、茂る状態。又行き詰る、突き当たります。

今年五黄土気星と重なる七赤金気星の意味は金融、飲食、喜び、結婚、精錬、欲望、物資、引退、経済などです。これらの事をどの様に判断したら良いのでしょうか？過去の七赤金気星

の年には、どんな事が起きていたのでしょうか。

1930年（昭・五）浜口雄幸主相・東京駅ホームで狙撃される。昭和恐慌始まる。

1939年（昭・十四）ノモンハン事件。価格等統制令。国民徴用令施行大阪・枚方火薬庫爆発。結婚十訓発表。大2次世界大戦勃発。

1948年（昭二十三）昭電疑獄事件と昭電の解散。2度の内閣交代。経済安定9原則指令。集団見合い盛ん。太宰修心中事件。福井大地震（死者3895名）

1957年（昭三十二）売春汚職事件。なべ底不況始まる。株価暴落。五千円札・百円硬貨発行。インフルエンザ大流行。天城山心中事件。九州地方大水害。

1966年（昭四十一）政界の黒い霧問題があり内閣解散。いざなぎ景気始まる。旅客機墜落事

故多発。丙午で出生数激減。

1975年（昭・五十）石油ショックによる不況。著名企業の倒産続出・件数も戦後最高。日本女性エベレスト初登頂。足利銀行女子工員二億円詐欺事件。

1984年（昭五十九）不況から大手企業倒産。グリコ・森永事件。芥子・蓮根大量中毒事件。トルコ風呂改名運動。

1993年（平・五）ゼネコン汚職で衆議院解散。不景気。冷害で米不足の為緊急輸入。米の自由化。皇太子・雅子様とご結婚。雲仙普賢岳で火山爆発土石流。北海道南西沖地震。

2002年（平・十四）牛肉偽装問題。国会議員の疑惑・秘書給与問題で逮捕辞職事件。日朝国交正常化交渉に合同調印。景気低迷株価の最低値更新。小柴・田中両氏のノーベル賞ダブル入賞。

この様な事から見えてくるのは、政界の変動や経済の低迷などですが、明るい事や夢を持つことも考えてみ



ましょう。

今年の東の卯年は亥と未の方角を取ること
で、仕事や事業の発展に繋がると言われてい
ます。亥は北北西、未は南南西の方角で自
己の家を起点に割り出します。回る順番は

1 亥、2 卯、3 未の順番で、お札を頂ける
神社に行きます。一日で回れなくても大丈夫
ですから、頂いてきたお札を東向きか南向き
に並べて置いて下さい。

充実した良い気を集め
られますから、試みるのも
一案かと思えます。一人
一人満ち足りた一年になり
ますように。



変形徒手矯正術研修会への招待

在宅リハビリ事業部 草薙 和春
明けましておめでとうございます。

昨年より在宅リハビリ事業部において変形徒
手矯正術研修会を開催しております。本年も3
回予定しています。

「拘縮とは何か?」「変形徒手矯正術とはどの
様な施術か?」

この疑問をもちながら治療している会員の皆
様に納得いただける実践体験できる研修です。
患者さんや医師への説明ができ、実際の治療現
場でも役立つ技術が習得できます。

健康保険を使った療養費支給の申請をして
いる鍼灸マッサージ師にとって必須の技術で
す。新しい年を新しい技術を実に付けて迎えま
しょう!

この研修も可能になった新事務所にて皆様
の参加をお待ちしています。

本当の健康法の勉強を

監事 久下 勝通

高齢化社会がすすみ健康な生活は国民的な
課題です。「高齢期を元気に過ごしたい」「老後
は人の世話にならずに暮らしたい」このような
願いにあふれています。

テレビを見ていて感じる事は、人々の願いや
不安に付け込むように、薬から健康補助食品さ
らに健康器具などが押し付けられてきます。

そして物の押し付けとともに間違った健康
法も押し付けられます。

われわれ鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師は
患者さんの健康対策や生活改善について、患者
の疑問や要望にこたえて援助する知識が必ず
求められます。

日々、物を売り込む宣伝のシャワーを嫌でも
あびますから、自分のためにも患者さんのため
にも、薬や物だけに頼らない本当の健康法を、
身につける事が大切です。

「医者を信じると病気になる」丁宗鐵著、「薬
を止めれば病気は治る」安保徹著のように、最
近の病気や健康法についての本で目立つのが
現代医療否定の表題です。

このような本のなかでは、自然と調和を大切
にする生活の知識や自分を知り体質改善に取
り組む知識など、「養生」として積み重ねてき
た東洋医療の知識が再評価され、現代医学的
にも解明を深め、誰にでも解りやすく書かれて
います。病気について、健康生活について東洋
医学的な考え方を勉強しましょう。そのための
参考になる書籍を紹介します。

- | | | | | |
|---|-------------|---------|-------|-------------------------------------|
| 1 | 非常識の医学書 | 実業の日本社 | 著者 | 安保 徹 (新潟大学大学院医学部教授) |
| | | | 3人の共著 | 石原結實 (医学博士・イシハラクリニック院長) |
| | | | | 福田 稔 (医師・日本自律免疫治療研究会理事長) |
| 2 | 病気にならない生き方 | サンマーク出版 | 著者 | 新谷弘実 (米国アルバート・アインシュタイン
医科大学外科教授) |
| 3 | 医者信じると病気になる | 講談社新書 | 著者 | 丁宗鐵 (医学博士・日本未病学会常任理事) |

パーキンソン病の学と術を究める

「在宅ケア研修会」 2011年2月のお知らせ

冷え込みの厳しい季節ですが

2月の「在宅ケア研修会」を下記のように行います。

黒川先生は、パーキンソン病について、長年実績を積んで来られました。

仕事の繁盛、実力アップに大事な機会です。おさそい合わせてご参加下さい。

日時：2011年2月6日（日）PM.1：30～5：00

会場：中野区勤労福祉会館

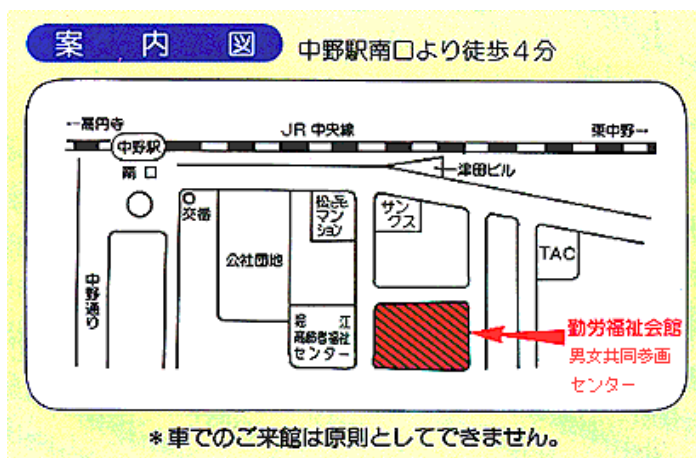
（下記略図参照） JR.中央線中野駅南口より徒歩6分

内容：「パーキンソン病の正体と治療法・リハビリ法」

講師：鍼灸マッサージ師 黒川邦日見先生

：「病人の起居動作介助法」

講師：鍼灸マッサージ師 松尾洋子先生



（参加希望者は事務局までご連絡下さい。定員20名まで）

H23 年第 1 回

在宅リハビリマッサージ研修会のお知らせ

【変形徒手矯正術基本と応用実技】

第 1 回 変形徒手矯正術の診断と施術の基本（上肢、下肢）

※第 2 回は変形徒手矯正術の診断と施術の応用（上肢、下肢） 3 月予定

3 回は変形徒手矯正術の診断と施術の基本（脊椎） 5 月予定

変形徒手矯正術の診断と施術の基本、応用の復習

この研修会は、鍼灸マッサージ師会の長年の臨床経験を通して効果を上げてきた、系統的な関節可動域改善法です。

ベテランの施術師の先生は、それぞれに独自の治療法を持っていることと思います。但し、その治療法が患者さんの症状改善につながっているという、客観的なデータを 20 年近くに渡って、取り続けている先生は極めて少ないのではないかと思います。

一見すれば、「何だ、こんなことなら知ってるよ」「今さら教えてもらう程のものではないよ」と言われるかもしれません。

しかし本当は**シンプルな技こそ奥が深く、修得が難しいものです**。どこまで関節を可動すれば治療であり、それ以下の角度では治療効果につながらず、それ以上では患者さんの身体に害を与えてしまうという、微妙な角度と力加減は、清水先生が常にいうところの「**患者の身体との対話**」という表現そのものです。

変形徒手矯正を保険請求で申請していながら、実際には施術方法を知らない為、関節可動域の改善効果が現れていない施術師は多いのではないのでしょうか。

これまでの治療法に加えて、治療の引き出しを増やして行きませんか。

皆様の参加をお待ちしています。

【日時】 平成 23 年 1 月 23 日（第 4 日曜日）

開講：午後 1 時～午後 5 時迄

【定員】 8 名

【講師】 清水一雄、草薙和春、松本泰司

【会場】 鍼灸マッサージ師会 事務局

（住所 渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号）

小田急線南新宿駅より徒歩 6 分

JR 新宿駅南口より徒歩 10 分

【問い合わせ・申し込み先】

一般社団法人 鍼灸マッサージ師会 事務局（担当）松本泰司

TEL 03-3299-5276

ご不明な点・詳細につきましてはお気軽にご連絡ください。



意気込み高く新年の出発を



みなさま恙無く新年を迎えられた事と思います。

療養費の支給も本年度はいつそう厳しさをましてくると思います。

しかし、高齢化はすすみ、現代医療だけでは解決しない問題がどんどん広がっています。鍼灸治療も按摩マッサージ指圧治療も必要とする人は増えるばかりです。

知識、技術をみがき、確かな治療と患者さんへの親切な指導や支援を行えば患者さんは待っています。

新年、会の活動の出発となる新年会は、鍼灸マッサージ治療普及と制度改善への行動の第一歩としたいと思います。みなさまの積極的な参加をお願いいたします。

平成 23 年 新年会

開催日時 平成 23 年 1 月 16 日 (日) 午後 2 時

会 場 ホテルローズガーデン新宿 2 F

**参加会費 4000 円です。ご出席の方は 1 月 12 日までに事務局へ
ご連絡下さい**

会場所在地

東京都新宿区西新宿 8-1-3

TEL 03-3360-1533

地下鉄丸の内線 西新宿駅

一番出口より徒歩 1 分

新宿駅西口より徒歩約 10 分

